

【誓約書】

- 1 足立区内に住民登録があり、かつ、申請の対象となる住宅での居住の実態がある。
- 2 同一世帯で複数の申請をしていない（当該年度の初回申請時に限る。）。
- 3 申請者は、管理者、管理組合等、申請の対象となる住宅に居住する者以外の者ではない。
- 4 申請の対象となる住宅は、店舗、事務所等ではない。
- 5 共同住宅に設置する場合において、当該共同住宅の管理者等の同意を得ている。
- 6 賃貸住宅に設置する場合において、当該賃貸住宅の所有者、管理者等の同意を得ている。
- 7 カメラ機能が付いている機器の設置の場合において、当該機器の設置場所及び撮影範囲は、申請者の管理の及ぶ範囲内である。ただし、当該撮影範囲にやむを得ず申請者の管理の及ばない範囲が入ってしまう場合は、法令等に則り、当該範囲の住宅等の居住者等の同意を得、撮影された画像データを適正に管理をする等、近隣住民のプライバシー等に十分配慮している。
- 8 防犯設備の設置に係る工事費等を申請する場合において、当該設置に係る工事は、専門事業者が行っている。
- 9 転売・譲渡等を目的としていない。
- 10 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けた場合などの理由により、足立区防犯対策に係る防犯設備の設置及び物品購入補助金交付要綱第10条の規定に基づき交付決定の全部又は一部が取り消され、同要綱第11条の規定により当該補助金の返還を求められた場合は、当該補助金を速やかに返還する。